

東京税財政研究センター 会報

第90号

2015.4.15 発行

発行人 永沢晃
東京都新宿区百人町1-16-18
センチュリービル2F
TEL 03(3360)3871
FAX 03(3360)3870
E-mail tzzkc@nifty.com

5/12(火)

テーマ
は

第 52 回公開講座開催／東京税理士会館

通則法改正後の税務行政と納税者権利憲章制定への課題

今回の公開講座のテーマは、改正国税通則法の施行から2年を経過した現時点で、課税庁側、納税者側の実地調査等におけるさまざまな問題点、矛盾点を洗い出し、今後の「納税者権利憲章」制定への課題を整理する、というものです。

〔国税庁新事務年度方針の特徴と納税者運動の課題〕と題して、岡田俊明会員が報告。来事務年度はどのような行政運営が行われようとしているのか明らかにし、国税庁の行政運営方針の全体像を浮き上がらせます。

さらに、新たな税制を考える「民間税制調査会」や「公正な税制を求める市民連絡会」の新たな誕生を見据えて、納税者権利保障の側面からの課題を考えます。

「国税通則法（税務手続）をめぐる当局解釈の問題点」と題して、税務調査手続きの①提示、提出の追加による質問検査権の変質②「調査目的」の通知文書の誤り③「実地の調査」と「実地の調査以外の調査」の法的切り分けと運用の逸脱④再調査の不透明性など改正通則法の抱える問題点に小田川豊作会員が切り込みます。

「税務調査の現実的対応」と題しては本川國雄会員が通則法改正により変わり行く税務調査への対応を、これまでの経験などを踏まえて具体的に報告します。
①アンケート調査や当局資料等による調査の実態と特徴②机上調査等に対する対応に仕方③実地調査における



る各場面での適切な対応の仕方等について報告します。

今公開講座では1時間弱の質疑応答時間を確保し、参加者皆さんとの意見交換を予定しております。改正通則法に基づく調査体系の変化、税務行政の変化について一定の整理ができるものと思います。

会員皆さんはもちろんのこと、事務所職員、お知り合いにもお声をかけてのご来場をお待ちしております。

平成 26 年分確定申告対策で拡大権利 研究部会開催 / 1 月 31 日 (土) 44 名の参加、所得、贈与、相続税中心に

センターでは、春の公開講座開催時期を5月に移したことから、例年行われてきた2月の確定申告対策問題で、急速センター研究部会のひとつ「権利研究部会」が中心となって、会場の東京税理士会館に会員、会員以外を含め44名の参加で拡大部会を開催しました。

テーマは

- ① 税務調査、確定申告をめぐる税務署現場の情報と平成 26 年分誤りやすい事例
 - ② 謹度所得、贈与税の注意点。平成 26 年度の資産税事務の運営の基本的な考え方および留意点
 - ③ 2015 年度税制改正大綱の批判的検討
 - ④ 平成 26 年分確定申告税制改正大綱

以上を5人の講師が報告しました

第五二回公開講座

「実地の調査」と 「実地の調査以外の調査」 国税庁の解釈と運用は誤り

国税庁が来署依頼型の調査を「机上調査」と呼称し、それを「実地の調査以外の調査」だと勝手に位置付けて、事前通知手続の対象としない行政を行っています。

結論を先に言えば、国税庁の解釈と運用は調査手続の潜脱（注）だといわざるをえません。

国税庁が「机上調査」と名付けたとしても「実地の調査」か「実地の調査以外の調査」かの切り分けでは、「実地の調査」に該当し、事前通知の対象になると考えるからです。

理由は以下のとおり。

法律では「実地の調査」が定義されていません。また、調査における「場所」も、税務職員の「臨場」という行為についても規定はありません。

一般的に「臨場」とは、その場所に臨むことですが、その場所が法令上定義されていないので臨場する場所に関する制限はないということです。

しかし、国税庁は法令解釈通達で「実地の調査」を次のように解釈しています。

（「実地の調査」の意義）

3-4 法第74条の9及び法第74条の11に規定する「実地の調査」とは、国税の調査のうち、当該職員が納税義務者の支配・管理する場所（事業所等）等に臨場して質問検査等を行うものをいう。

この解釈には、明らかな飛躍があります。「納税者の支配・管理する場所」というのですから、法が予定していない場所に関して「制限」を持ち込むことになります。明らかな拡大解釈であり誤りといえます。

この解釈に従えば、税務署で質問検査権行使する調査は「実地の調査」ではないということになりますが、一応権威ある書物の解説から見ても、このような解釈は成り立ち得ません。

参考として、二つの解説を掲示します。

「国税通則法精解」（大蔵財務協会）

質問及び検査の場所については、特段の制限はない。質問を受ける者のいる場所や物件の所在する場所で行われることが多いが、当該職員の勤務する国税局、税務署等に出頭を求めて質問したり、承諾を得て物件の持参を求めて検査することも可能である（もっとも、質問検査権行使する日時・場所等が原則として事前通知されることについては法74条の9を参照。）。

また、質問又は検査の時間についても、特段の制限はない。

質問及び検査の場所や時間については、社会通念上相当な限度の範囲内で、税務職員の合理的な判断に委ねられるものと考える。

「DHCコンメンタール国税通則法」（第一法規）

質問の場所、時刻について特別の制限はなく、納税義務者等の権益を不当に侵害したり、侵犯するおそれのある不当なものでない限り、税務官吏の判断に委ねられているものであり、それに伴う負担は調査対象者にとって当然に質問検査権の受取義務の内容をなすものと解される。

質問及び検査の場所について、特別の制限はなく、質問を受ける者のいる場所や物件の所在する場所で行われることが多いが、収税官吏の当該職員の勤務する国税局、税務署等に出頭を求めて質問したり、承諾を得て物件の持参を求めて検査することも適法である。

では「実地の調査」と「実地の調査以外の調査」の切り分けはどうなるのでしょうか。

立法趣旨から「実地の調査」は納税者と接触し、質問検査権行使する調査と解釈すべきです。接触形態は問わないのです。勿論、場所も問わないのです。

それに対して「実地の調査以外の調査」は納税者と接触しない調査となります。純然たる「内部調査」がこれに該当するといってよいでしょう。

そうすると、税務署がいうところの「机上調査」は呼び出して接触する調査であり、場所が合意により税務署になっただけですから、「実地の調査」に該当し、事前通知手続きの適用対象となるのは当然のことです。

いうまでもありませんが、当該職員に「出頭要請権」は与えられていません。調査場所は当該職員と納税者が合意した場所となります。

（次ページへ）

(前ページから) 27年度改正で、再調査の制限は「実地の調査」だけとなりました。納税者と接触しない「純然たる内部調査」は再調査の制限がかからないことになりました。これだけであれば、実務からみても許容できるのですが、国税庁とすれば、「机上調査」も再調査の制限外とするでしょう。

これまで述べてきたように、再調査でもそのような運用が行われるとしたら、それは誤りです。

姑息な潜脱方法を探るのではなく、国税庁はもう少しまともにならないといけません。

(注) 潜脱とは～(大辞林第三版の解説)《法》一定の手段とその結果を法が禁止している場合、禁止されている手段以外の手段を用いて結果を得て、法の規制を免れること。

(小田川豊作)

動き出す「番号法」 利用範囲にも問題が

どうなる!? プライバシー保護

★略称「マイナンバー法」

国民の7割が「名前も内容も知らない」という状況の中で、国民総背番号制が導入される。「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が平成28年1月1日に施行されるからだ。巷間、「マイナンバー法」と略称されているが、「マイ・・・」というと、「私の〇〇」というイメージにつながり、何か良いものが期待される錯覚に陥りがちになるが、政府が勝手に行政の都合で国民一人一人に番号をつけてくることに違和感があるだけである。内閣府や国税当局が説明資料の表題に「社会保障・税番号制度」と表記しているが、そのほうがよほど正確である。なぜなら、この「番号法」は平成24年2月17日に野田内閣が閣議決定した「社会保障・税一体改革」が発端でもあるからである。政権交代した自民党が平成25年3月に民主党案をもとに再提出、社会保障改悪・増税の“一体改革”を狙ったものである。(本文では「番号法」という)

個人番号は、市区町村から今年の10月に住民票を

有する国民全員に12桁の番号が付番された「通知カード」が簡易書留で送られてくる。「通知カード」を受け取った国民は平成28年1月以降その通知カードと引き換えに「個人番号カード」(ICカード)を取得することとなる。表面は顔写真と住所・氏名・性別・生年月日、裏面は個人番号と氏名・生年月日が記載される。

★利用は社会保障・税・災害対策?

番号の利用は当面、社会保障・税・災害対策に限られている。

税務関係では、税務当局に提出する確定申告書、届出書、源泉徴収票、支払調書などに番号の記載が義務付けられる。

番号を扱う当事者は「関係事務実施者」といわれ、個人番号とかかわるすべての事業者となる。具体的には従業員のいるすべての事業者、そこから委任を受けた税理士、その税理士から委任を受けた受任者などである。

税理士は、会社等事業者から委任を受けた「個人番号関係事務実施者」となる。申告書、年末調整、支払調書の作成・法定調書の提出等に番号とかかわることになる。番号の管理は厳しく問われ、番号の漏洩などには罰則が適用されることになる。

この「番号法」は最初から幅広い利用が検討されており、まさに国民総背番号制である。内閣府が作成した逐条解説では、次のように記述している。「個人番号は、将来に幅広い行政分野で活用することも念頭に置きつつ、まずは、社会保障制度、税制、災害対策に関する分野において利用することとされている」。

★すでに利用範囲を拡大、どこまで…

政府は「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律案」を3月10日に国会提出、預貯金口座への付番、医療分野等への利用拡大をしている。「関係事務」や「利用事務」の実施者は広範囲にわたっており、いつどのような形で個人情報が漏洩しないとも限らない。憲法第13条のプライバシー権の侵害の危険性を指摘しなければならない。

(飯島健夫)

センター活動日誌

2014/12/05	東京土建
12/08	ときがわ商工会
12/14	神奈川土建
12/17	町田新婦人
2015/01/18～19	神奈川土建
01/22	千葉新人会
01/24	戸塚行政書士会
01/25	所沢土建
01/25	狹山民主商工会
01/28	町田生活と健康守る会
01/29	所沢土建
02/04	東京税経新人会
02/04	国分寺年金者組合
02/08	埼玉県朝鮮商工会
02/08	町田自治学校
02/09	横浜建設一般労組南支部
02/12	世田谷区重税反対学習会
02/17	横浜建築職組合
02/20	湘南建設組合
02/24	ときがわ商工会
03/04	"
03/13	所沢重税反対集会
03/13	三鷹民主商工会ほか

03/13 板橋重税反対集会
03/23 東京土建日野支部

新入会員紹介

※ 会員

◎舟渡 豊治
〒174-0042 板橋区東坂下 2-10-1-402
<事務所>
〒160-0023 新宿区西新宿 7-18-18-106
(税) 佐々木事務所
TEL/03-5970-4555 FAX/03-3360-2704

ホームページ情報

<http://touzeiken.net/>

1. 第52回公開講座案内
 2. 第22回通常総会案内
 3. 其の他

第22回通常総会の日程について

8月24日(月)全労連会館

あらかじめ日程の確保をよろしくお願ひします。

世の中、いろんな考え方があつてもよいが、大事な場面で筋が通らなくなつたら、おしまいだ。問題が「ぐじやぐじや」になつてしまふからである▼さる4月5日、翁長沖縄県知事と菅官房長官の会談が初めて行われた。これまで政府は、知事側の会談申し入れを拒絶しておきながら、菅氏は「解決への第1歩」などと無責任なコメントと合わせ、「普天間の危険除去等を考えると、辺野古への移設は唯一の解決策」と。普天間の危険性は昔から指摘されてきた。長期間放置してきたのは日本政府であり、米軍だ。今になつて、さも恩着せがましく普天間の危険性を声高に叫ぶのは筋が通らない▼しかも、移設先是普天間にほど近い辺野古。そこにはV字型滑走路を備えた新基地が予定され、基地機能が何倍も強化されるという。これでは、本当の意味で普天間の危険除去にもならないばかりか、沖縄米軍基地の強化・恒久化につながつてしまふ。「二重三重に筋が通らない『解決策』を、翁長知事が、沖縄県民が受け入れるわけがない▼知事いわく、「政府は肃々と工事を進めるというが、上から目線の『肃々』という言葉を使えば使うほど、県民の心は離れ、怒りが増幅する」「県民は一度たりとも、基地を提供した覚えはない。(辺野古新基地の建設を含め) 基地負担の大部分を県民が背負つてきたという現実の放置は、政治の堕落だ」「新基地は絶対建設できない」▼これほど筋の通つた言動があるだろうか。まさに、沖縄県民支援の輪を急速に、そして大きくしていく。

ザ・コラム